

○松山大学大学院学則

昭和47年4月1日
制定

改正 昭和49年4月1日
昭和50年4月1日
昭和51年4月1日
昭和52年4月1日
昭和53年4月1日
昭和53年4月26日
昭和54年4月1日
昭和55年4月1日
昭和56年4月1日
昭和57年4月1日
昭和58年4月1日
昭和59年4月1日
昭和60年4月1日
昭和61年4月1日
昭和62年4月1日
昭和63年4月1日
平成元年4月1日
平成2年4月1日
平成3年4月1日
平成4年4月1日
平成5年4月1日
平成6年4月1日
平成7年4月1日
平成8年4月1日
平成9年4月1日
平成10年4月1日
平成11年4月1日
平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成14年4月1日
平成15年4月1日
平成16年4月1日
平成17年4月1日
平成18年4月1日
平成19年4月1日

平成20年4月1日

平成21年4月1日

平成22年4月1日

2011（平成23）年3月10日

2012（平成24）年2月16日

2013（平成25）年3月14日

2014（平成26）年2月6日

2015（平成27）年2月22日

2015（平成27）年5月28日

2016（平成28）年3月1日

2017（平成29）年11月30日

第1章 総則

第1条 この学則は、松山大学学則第3条に基づいて、大学院に関する必要な事項について定めるものとする。

第2条 本大学院に、次の修士課程及び博士課程研究科を置き、研究科に次の専攻を置く。

修士課程 言語コミュニケーション研究科 英語コミュニケーション専攻

博士課程 経済学研究科 経済学専攻

博士課程 経営学研究科 経営学専攻

博士課程 社会学研究科 社会学専攻

博士課程 医療薬学研究科 医療薬学専攻

第3条 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を修士課程として取扱う。この学則において、博士課程前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

2 前項の規定にかかわらず、医療薬学研究科博士課程は4年の課程とし、前項の区分を設けない。

3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程及び医療薬学研究科博士課程は、専攻分野に関し研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

5 各研究科の教育目標は、次のとおりとする。

(1) 経済学研究科の教育目標は、変化の激しい現代社会の様々な側面を理論的・実証的に解明する能力を開発・醸成しつつ、社会の要請に応える人材を育成することにある。また、高度な専門性を備えた専門的職業人を養成すること並びに豊富な知識の修得に基づいた研究職従事者を養成することにある。

(2) 経営学研究科の教育目標は、経営学、商学、会計学、管理工学、産業社会のそれぞれの分野における高度な理論並びにその実践的な応用力を生かし、社会のさまざまな領域において発生する具体的な問題を解決する能力を備えた高度専門職業人や研究者を育成することとする。

(3) 言語コミュニケーション研究科の教育目標は、知識基盤社会に対応できる自立した市民の

育成を土台として、高度な言語運用能力及び言語コミュニケーションに関する知識とスキルを身につけ、国際的視野を持ちながら、地域社会において実践的に貢献することのできる専門的職業人の育成及び関連する多様な研究に従事できる研究者を育成する。

(4) 社会学研究科の教育目標は、自立的な市民の育成を土台にして、高度な社会学の専門的要素と想像力を身につけ、国際的視野を持ちながら、職場及び地域社会において問題発見と実践的な解決に貢献することのできる専門的職業人と、社会問題の研究と解決に寄与する研究者を育成する。

(5) 医療薬学研究科の教育目標は、高度な専門性をもって患者に最適の薬物治療を提供できる人材、薬物を適正に使用する上で生じる問題を科学的・社会的に解決できる人材、さらに薬学研究者の視点から病態や薬物作用機序の解明に取り組む人材を育成する。

第3条の2 第3条第3項及び第4項の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検・評価に関する規程は、別に定める。

第2章 教育方法、授業科目、単位数、研究指導、履修方法及び修了要件

第4条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとする。

第5条 本大学院における授業科目及び単位数は別表（1）のとおりとする。なお、このほかに必要に応じ適当な授業科目を開設することができる。

第6条 授業科目は、講義、演習とする。ただし、医療薬学研究科においては講義、演習、実験・実習（特別研究、特別研修）とする。

2 経済学研究科及び経営学研究科においては、講義はすべて選択とし、言語コミュニケーション研究科、社会学研究科及び医療薬学研究科においては、講義は必修及び選択とする。

3 各研究科（医療薬学研究科を除く）における授業科目のうち、指導教授の担当する演習は必修とし、修士課程では2年、博士後期課程では3年にわたって履修するものとする。ただし、経済学研究科修士課程においては、研究科委員会において認められた場合に限り、1年とすることがある。また、医療薬学研究科においては、指導教授の担当する特別研究を必修とし、4年にわたって履修するものとする。

4 授業科目の配当及び授業時間は、毎学年の始めにこれを定める。

第7条 学生は、入学後所定の期日までに、指導教授を定め、研究科委員会の承認を得るものとする。

2 指導教授の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事由がある場合は、研究科委員会の議を経てこれを認めることがある。

第8条 各授業科目の単位数は1単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて45時間とし、次の基準によって計算する。講義・演習については、教室内における1時間の授業に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。実験・実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることとする。

第9条 学生は、毎学年、指導教授の指導により履修しようとする授業科目をきめ、指定の期日までに履修届を研究科長に提出しなければならない。

第10条 本大学院における正規の授業をうけ、所定の授業科目を履修した者に対しては、毎学

年末に試験を行う。ただし、前期に終了する授業科目については、当該学期末に試験を行うことがある。

- 2 授業科目の試験については、研究科委員会がこれを決定する。
- 3 履修した各授業科目の合否は、筆記試験又は口述試験若しくは研究報告によって決定する。
- 4 試験の期日等については、あらかじめ公示する。

第 11 条 授業科目の成績の評価は、S、A、B、C、×、F、Nとし、Sは 90 点以上、Aは 80 点以上、Bは 70 点以上、Cは 60 点以上、×は 60 点未満、Fは単位認定の対象としないものとする。入学前の単位認定はNとする。

- 2 S、A、B、Cを合格とし、合格した者にはその授業科目所定の単位を与える。×は不合格とし、×とFは単位を与えない。

第 12 条 教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院と予め協議の上、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が修得した授業科目の単位は、10 単位をこえない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第 12 条の 2 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第 2 項により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 10 単位をこえないものとする。

第 12 条の 3 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

第 13 条 教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院等と予め協議の上、博士後期課程又は医療薬学研究科博士課程の学生が、当該他大学の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

第 14 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。修士課程の修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。各研究科における所定の単位は、次の通りとする。

経済学研究科は、講義 22 単位以上を修得し、演習 8 単位を修得すること。ただし、特に研究科委員会において認められる場合に限り、演習 4 単位以上を含めた 30 単位以上を修得することとする。

経営学研究科は、講義 24 単位以上を修得し、演習 8 単位を修得すること。

言語コミュニケーション研究科は、専門科目 22 単位以上を修得し、課題演習 8 単位を修得すること。

社会学研究科は、基礎科目 4 単位、専門科目 20 単位以上を修得し、課題演習 8 単位を修得すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科の定める一定の要件を満たす場合には、1 年以上 2 年未満の期間で修士課程を修了することができる。

- 3 経済学研究科、経営学研究科、言語コミュニケーション研究科及び社会学研究科は、別に定

めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

4 第1項の規定にもかかわらず、研究科の定める一定の要件を満たす場合には、特定の課題についての研究成果の審査をもって、また、言語コミュニケーション研究科においては、特定の課題についての研究成果の審査並びにポートフォリオの審査をもって修士論文に代えることができる。

第15条 博士課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、修士課程において修得した単位のほかに、特殊演習12単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項の規定にもかかわらず、医療薬学研究科博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、基礎科目2単位、専門科目8単位、特別研究16単位、特別研修6単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

3 第1項の規定にもかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、研究科の定めにより、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、修了した者にあつては、2年の在学期間を含む）以上在学すれば、修了することができる。なお、医療薬学研究科においては、大学院に3年以上在学すれば、修了することができる。

第3章 学位

第16条 修士課程を修了した者には、その専攻に従って、次の修士の学位を授与する。

経済学専攻 修士（経済学）

経営学専攻 修士（経営学）

英語コミュニケーション専攻 修士（英語コミュニケーション）

社会学専攻 修士（社会学）

博士課程を修了した者には、その専攻に従って、次の博士の学位を授与する。

経済学専攻 博士（経済学）

経営学専攻 博士（経営学）

社会学専攻 博士（社会学）

医療薬学専攻 博士（薬学）

第17条 学位論文の審査、最終試験及び学位の授与については、松山大学学位規則の定めるところによる。

第18条 中学校教諭・高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有するもので当該免許教科に係る中学校教諭・高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとするものは、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科において、当該所要資格を取得できる中学校教諭・高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は次の通りとする。

経済学研究科 経済学専攻

中学校教諭専修免許状 社会

高等学校教諭専修免許状 地理歴史

高等学校教諭専修免許状 公民

経営学研究科 経営学専攻

高等学校教諭専修免許状	商業
言語コミュニケーション研究科	英語コミュニケーション専攻
中学校教諭専修免許状	英語
高等学校教諭専修免許状	英語
社会学研究科	社会学専攻
中学校教諭専修免許状	社会
高等学校教諭専修免許状	公民

第4章 入学、在学期間、休学、退学及び除籍

第19条 入学時期は毎年4月とする。

第20条 修士課程に入学し得る者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が指定した者
- (4) その他、大学を卒業したと同等以上の学力があると本大学院において認められた者

2 博士後期課程に入学し得る者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本大学院において認められた者
- (3) 外国において、修士の学位又はこれに相当する学位を得た者

3 医療薬学研究科博士課程に入学し得る者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 6年制薬学教育課程を卒業し、薬剤師国家試験に合格した者
- (2) 薬剤師の資格を有し、大学院博士前期課程（修士課程）を修了した者
- (3) 薬剤師の資格を有し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本大学院において認められた者

第21条 入学志願者については、学力、人物及び健康について考査する。

第22条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、別に定める「松山大学大学院納付金規程」の所定の入学検定料を納付しなければならない。一旦收受した検定料は返還しない。

第23条 入学を許可された者は、指定期日までに所定の書類を提出し、所定の諸納付金を納付しなければならない。これを怠るときは入学許可を取り消す。一旦收受した納付金は返還しない。

第24条 保証人は、父母又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果たし得るものでなければならない。

2 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務を果たし得ない場合には、新たな保証人を届け出なければならない。

第25条 修士課程に在学し得る最長年限は4年、博士後期課程に在学し得る最長年限は6年、医療薬学研究科博士課程に在学し得る最長年限は8年とする。

第26条 学生が、病気その他やむを得ない事由により満3カ月以上修学することができないときは、休学を願い出ることができる。

2 休学の期間は、前学期、後学期又は1年とする。ただし、特別の事情があるときは引き続き前学期、後学期又は1カ年の休学を願い出ることができる。

3 休学は通算して2カ年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 27 条 学生が病気その他やむを得ない事由により退学を願い出たときは、これを許可する。

第 28 条 退学者が再入学を希望し願い出たときは、選考の上許可することがある。

2 再入学に関する事項は別に定める。

第 29 条 所定の諸納付金の納付を怠り、その督促をうけてもなおこれを納付しないときは、除籍される。

第 5 章 在学料その他の納付金

第 30 条 大学院学生は、所定の入学金及び在学料を納付しなければならない。

2 入学金及び在学料の納付については、別に定める「松山大学大学院納付金規程」によるものとする。

3 一旦收受した納付金は返還しない。ただし、別に定める「松山大学大学院納付金規程」による、入学辞退者・休学者・退学者の学費取扱いについては、この限りでない。

4 休学期間中の納付金については、別に定める「松山大学大学院納付金規程」によるものとする。

5 退学者の納付金については、別に定める「松山大学大学院納付金規程」によるものとする。

6 教育職員免許状取得に要する特別負担金については別に定める。

第 6 章 科目等履修生、委託生及び研究生

第 31 条 本大学院における授業科目中 1 科目又は数科目の履修を希望する者があるときは、研究科委員会において、その学力・人物及び健康について考査し、履修を許可することがある。

2 科目等履修生が当該履修科目の試験に合格したときは、その科目の修了証明書を交付する。

3 科目等履修料に関しては、別に定める「松山大学大学院納付金規程」によるものとする。

第 32 条 他大学の大学院と予め協議の上、当該他大学の大学院の学生が本大学院における授業科目中 1 科目又は数科目の履修を願い出たときは、研究科委員会においてその履修を認めることができる。

2 前項の履修に関する単位の認定、単位認定証明及び費用等の事項は、前項の「協議」において予め定めるものとする。

第 33 条 他大学の大学院と予め協議の上、当該他大学の大学院の博士後期課程の学生が、本大学院の博士後期課程又は医療薬学研究科博士課程における研究指導を願い出たときは、研究科委員会においてこれを認めることができる。

2 前項の研究指導に関する費用その他の事項は、前項の「協議」において予め定めるものとする。

第 34 条 特定の機関又は団体等から研修事項若しくは研修科目を定めて、その所属職員を本大学院に委託する願い出があった場合は、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会において選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生が、委託された研修科目の試験に合格したときは、その科目の修了証明書を交付する。

3 委託生納付金に関しては、別に定める「松山大学大学院納付金規程」によるものとする。

第 34 条の 2 本大学院において、特定の事項について研究しようとする者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の取り扱いについては、研究生規程による。

3 研究生には前項の規定のほか、本学則の規定を準用する。

第 35 条 科目等履修生及び委託生並びに第 32 条・第 33 条による他大学の大学院の学生については、本章に定めるほか、本学則の他の各章の規定を準用する。

第 7 章 外国人留学生

第 36 条 外国人留学生に対する規定は別に定める。

第 8 章 海外協定校との単位互換

第 37 条 松山大学学則第 10 条の 2 及び同第 49 条の規定にもとづき、本大学院は単位互換協定を結んだ海外大学の大学院との間で教育研究交流を目的に派遣又は受け入れをすることができる。

2 本学大学院に在籍する学生が協定に基づき、海外協定大学において授業科目の履修が認められた者を派遣留学生と呼び、その取り扱いについては別に定める。

3 海外協定大学大学院に在籍する学生が協定に基づき、本大学院の授業科目の履修を認められた者を特別留学生と呼び、その取り扱いについては別に定める。

第 9 章 賞 罰

第 38 条 特に他の模範となるべき行状ある学生はこれを褒賞することがある。

第 39 条 本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為をした者は、別に定める規程により懲戒する。

第 10 章 教員組織及び運営組織

第 40 条 本大学院の授業を担当する教員は、松山大学の専任教員よりこれにあて、必要ある場合に兼任教員をあてることができる。

第 41 条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

第 42 条 研究科委員会に研究科長及び研究科運営委員 1 名を置く。

2 研究科長及び研究科運営委員は、研究科委員会が選出する。

3 研究科運営委員は、研究科長を補佐する。

4 本大学院の事務の処理、学生の補導、福祉等のため一定数の職員を置く。

第 43 条 研究科委員会に関する規則は別に定める。

第 43 条の 2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善等を図るための組織的な研究を実施しなければならない。

2 前項の研究を行うことを目的として、FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会を置く。

3 前項に定める FD 委員会の構成その他運営に関する事項は、別に定める。

第 11 章 収容定員

第 44 条 本大学院の収容定員は、次の通りとする。

修士課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員 10 名	収容定員 20 名
--------	-------	-----------	-----------

経営学研究科	経営学専攻	入学定員 10 名	収容定員 20 名
--------	-------	-----------	-----------

言語コミュニケーション研究科			
----------------	--	--	--

英語コミュニケーション専攻		入学定員 6 名	収容定員 12 名
---------------	--	----------	-----------

社会学研究科	社会学専攻	入学定員 8 名	収容定員 16 名
--------	-------	----------	-----------

博士後期課程又は医療薬学研究科博士課程

経済学研究科	経済学専攻	入学定員 4 名	収容定員 12 名
経営学研究科	経営学専攻	入学定員 2 名	収容定員 6 名
社会学研究科	社会学専攻	入学定員 2 名	収容定員 6 名
医療薬学研究科	医療薬学専攻	入学定員 3 名	収容定員 12 名

第 12 章 学年・学期・休業日

第 45 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 46 条 1 学年を次の 2 期に分ける。

前学期 4 月 1 日から 9 月 20 日まで

後学期 9 月 21 日から翌年 3 月 31 日まで

第 47 条 次の日には授業を行わない。

日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

松山大学開学記念日 5 月 29 日

春季休業 3 月 21 日から 3 月 31 日まで

夏季休業 8 月 1 日から 9 月 20 日まで

冬季休業 12 月 25 日から 1 月 7 日まで

2 必要がある場合は、前項の休業日を変更又は臨時の休業日を定めることができる。

第 13 章 雑 則

第 48 条 本大学院学則に規定のない事項については松山大学学則を準用する。

第 49 条 本大学院学則の改廃は、各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

本大学院学則は、昭和 47 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1974 (昭和 49) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 49 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1975 (昭和 50) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 50 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1976 (昭和 51) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 51 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1977 (昭和 52) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 52 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1978 (昭和 53) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 53 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1978 (昭和 53) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 53 年 4 月 26 日からこれを施行し、昭和 53 年 4 月 1 日からこれを適用する。

附 則 (1979 (昭和 54) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 54 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1980 (昭和 55) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 55 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1981 (昭和 56) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 56 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (1982 (昭和 57) 年 4 月 1 日)

本大学院学則は、昭和 57 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1983（昭和 58）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 58 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1984（昭和 59）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 59 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1985（昭和 60）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 60 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1986（昭和 61）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 61 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1987（昭和 62）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 62 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1988（昭和 63）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、昭和 63 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1989（平成元）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成元年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1990（平成 2）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 2 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1991（平成 3）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 3 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1992（平成 4）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 4 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1993（平成 5）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 5 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1994（平成 6）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 6 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1995（平成 7）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 7 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1996（平成 8）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 8 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1997（平成 9）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 9 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1998（平成 10）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 10 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（1999（平成 11）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 11 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2000（平成 12）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 12 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2001（平成 13）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 13 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2002（平成 14）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 14 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2003（平成 15）年 4 月 1 日）

本大学院学則は、平成 15 年 4 月 1 日からこれを施行する。

学則第5条の経営学研究科における授業科目の財務諸表論特講，財務諸表論演習，財務諸表論特殊演習については，平成14年4月入学生より適用する。

附 則（2004（平成16）年4月1日）

本大学院学則は，平成16年4月1日からこれを施行する。

附 則（2005（平成17）年4月1日）

本大学院学則は，平成17年4月1日からこれを施行する。

附 則（2006（平成18）年4月1日）

本大学院学則は，2006（平成18）年4月1日からこれを施行する。

学則第5条の経済学研究科における授業科目の税法と経済Ⅰ特講，税法と経済Ⅱ特講，アメリカ経済論特講，経済学研究科特殊講義については，平成17年4月入学生より適用する。

学則第11条については，平成18年度在籍者から適用する。

附 則（2007（平成19）年4月1日）

本大学院学則は，2007（平成19）年4月1日からこれを施行する。

附 則（2008（平成20）年4月1日）

本大学院学則は，2008（平成20）年4月1日からこれを施行する。

附 則（2009（平成21）年4月1日）

本大学院学則は，2009（平成21）年4月1日からこれを施行する。

学則第5条の経済学研究科における授業科目のうち環境思想論Ⅰ特講，環境思想論Ⅱ特講，経済地理学Ⅰ特講，経済地理学Ⅱ特講，地域史Ⅰ特講，地域史Ⅱ特講については，2008（平成20）年4月入学生より適用する。

附 則（2010（平成22）年4月1日）

本大学院学則は，2010（平成22）年4月1日からこれを施行する。

学則第5条の経済学研究科における授業科目のうち，開発援助論Ⅰ特講，開発援助論Ⅱ特講については，2009（平成21）年度4月入学生より適用する。

附 則（2011（平成23）年3月10日）

本大学院学則は，2011（平成23）年4月1日から施行する。

附 則（2012（平成24）年2月16日）

本大学院学則は，2012（平成24）年4月1日からこれを施行する。

附 則（2013（平成25）年3月14日）

本大学院学則は，2013（平成25）年4月1日からこれを施行する。

附 則（2014（平成26）年2月6日）

本大学院学則は，2014（平成26）年4月1日からこれを施行する。

附 則（2015（平成27）年2月22日）

本大学院学則は，2015（平成27）年4月1日から施行し，2015（平成27）年度在学学生にも適用する。

附 則（2015（平成27）年5月28日）

本大学院学則は，2016（平成28）年4月1日からこれを施行する。

附 則（2016（平成28）年3月1日）

本大学院学則は，2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則（2017（平成29）年11月30日）

本大学院学則は，2018（平成30）年4月1日から施行する。

別表(1) 大学院学則第5条別表

経済学研究科

研究科・ 専攻・課 程の名称	授業科目	配当 年次	単位数		備考
			必修	選択	
経済学専攻 修士課程	マクロ経済学Ⅰ 特 講	1		2	指導教員の担当する演習は必修とする。
	マクロ経済学Ⅱ 特 講	1		2	
	ミクロ経済学Ⅰ 特 講	1		2	
	ミクロ経済学Ⅱ 特 講	1		2	
	現代資本主義論 特 講	1		2	
	現代多国籍企業論 特 講	1		2	
	経済学史Ⅰ 特 講	1		2	
	経済学史Ⅱ 特 講	1		2	
	統計学 特 講	1		2	
	国民経済計算論 特 講	1		2	
	経済統計論 特 講	1		2	
	地域統計論 特 講	1		2	
	計量経済学Ⅰ 特 講	1		2	
	計量経済学Ⅱ 特 講	1		2	
	財政学総論 特 講	1		2	
	開発財政論 特 講	1		2	
	地方財政論 特 講	1		2	
	環境経済論 特 講	1		2	
	環境思想論Ⅰ 特 講	1		2	
	環境思想論Ⅱ 特 講	1		2	
	原子力政策論 特 講	1		2	
	金融論 特 講	1		2	
	金融システム論 特 講	1		2	
	金融史 特 講	1		2	
	国際経済論 特 講	1		2	
	国際金融論 特 講	1		2	
	比較経済システム論Ⅰ 特 講	1		2	
	比較経済システム論Ⅱ 特 講	1		2	
	貿易政策Ⅰ 特 講	1		2	
	貿易政策Ⅱ 特 講	1		2	
	外国為替論Ⅰ 特 講	1		2	
	外国為替論Ⅱ 特 講	1		2	
	開発経済学 特 講	1		2	
開発援助論Ⅰ 特 講	1		2		
開発援助論Ⅱ 特 講	1		2		
東アジア経済論 特 講	1		2		
アメリカ経済論 特 講	1		2		
国際政治経済学Ⅰ 特 講	1		2		
国際政治経済学Ⅱ 特 講	1		2		
社会政策論 特 講	1		2		

社会保障論 特 講	1	2
医療経済学 特 講	1	2
社会思想史Ⅰ 特 講	1	2
社会思想史Ⅱ 特 講	1	2
日本経済史Ⅰ 特 講	1	2
日本経済史Ⅱ 特 講	1	2
西洋経済史Ⅰ 特 講	1	2
西洋経済史Ⅱ 特 講	1	2
経済政策Ⅰ 特 講	1	2
経済政策Ⅱ 特 講	1	2
農業政策 特 講	1	2
日本農業史 特 講	1	2
サービス経済論 特 講	1	2
産業構造論 特 講	1	2
産業組織論 特 講	1	2
地域経済論Ⅰ 特 講	1	2
地域経済論Ⅱ 特 講	1	2
コーポレート・ガバナンスⅠ 特 講	1	2
コーポレート・ガバナンスⅡ 特 講	1	2
株式会社形成史 特 講	1	2
非営利組織論Ⅰ 特 講	1	2
非営利組織論Ⅱ 特 講	1	2
交通政策 特 講	1	2
国際物流論 特 講	1	2
経済法 特 講	1	4
債権法Ⅰ 特 講	1	2
債権法Ⅱ 特 講	1	2
物権法Ⅰ 特 講	1	2
物権法Ⅱ 特 講	1	2
民事紛争処理Ⅰ 特 講	1	2
民事紛争処理Ⅱ 特 講	1	2
環境法 特 講	1	4
憲法 特 講	1	4
行政法 特 講	1	4
労働法 特 講	1	4
人文地理学Ⅰ 特 講	1	2
人文地理学Ⅱ 特 講	1	2
経済地理学Ⅰ 特 講	1	2
経済地理学Ⅱ 特 講	1	2
地域史Ⅰ 特 講	1	2
地域史Ⅱ 特 講	1	2
経済学研究科特殊講義	1	2
マクロ経済学Ⅰ 演 習	1	2

マクロ経済学Ⅱ 演習	1	2
マクロ経済学Ⅲ 演習	2	2
マクロ経済学Ⅳ 演習	2	2
ミクロ経済学Ⅰ 演習	1	2
ミクロ経済学Ⅱ 演習	1	2
ミクロ経済学Ⅲ 演習	2	2
ミクロ経済学Ⅳ 演習	2	2
現代資本主義論Ⅰ 演習	1	2
現代資本主義論Ⅱ 演習	1	2
現代資本主義論Ⅲ 演習	2	2
現代資本主義論Ⅳ 演習	2	2
経済学史Ⅰ 演習	1	2
経済学史Ⅱ 演習	1	2
経済学史Ⅲ 演習	2	2
経済学史Ⅳ 演習	2	2
統計学Ⅰ 演習	1	2
統計学Ⅱ 演習	1	2
統計学Ⅲ 演習	2	2
統計学Ⅳ 演習	2	2
経済統計論Ⅰ 演習	1	2
経済統計論Ⅱ 演習	1	2
経済統計論Ⅲ 演習	2	2
経済統計論Ⅳ 演習	2	2
計量経済学Ⅰ 演習	1	2
計量経済学Ⅱ 演習	1	2
計量経済学Ⅲ 演習	2	2
計量経済学Ⅳ 演習	2	2
財政学Ⅰ 演習	1	2
財政学Ⅱ 演習	1	2
財政学Ⅲ 演習	2	2
財政学Ⅳ 演習	2	2
環境経済論Ⅰ 演習	1	2
環境経済論Ⅱ 演習	1	2
環境経済論Ⅲ 演習	2	2
環境経済論Ⅳ 演習	2	2
環境思想論Ⅰ 演習	1	2
環境思想論Ⅱ 演習	1	2
環境思想論Ⅲ 演習	2	2
環境思想論Ⅳ 演習	2	2
金融システム論Ⅰ 演習	1	2
金融システム論Ⅱ 演習	1	2
金融システム論Ⅲ 演習	2	2
金融システム論Ⅳ 演習	2	2

金融論Ⅰ 演習	1	2
金融論Ⅱ 演習	1	2
金融論Ⅲ 演習	2	2
金融論Ⅳ 演習	2	2
国際経済論Ⅰ 演習	1	2
国際経済論Ⅱ 演習	1	2
国際経済論Ⅲ 演習	2	2
国際経済論Ⅳ 演習	2	2
比較経済システム論Ⅰ 演習	1	2
比較経済システム論Ⅱ 演習	1	2
比較経済システム論Ⅲ 演習	2	2
比較経済システム論Ⅳ 演習	2	2
貿易政策Ⅰ 演習	1	2
貿易政策Ⅱ 演習	1	2
貿易政策Ⅲ 演習	2	2
貿易政策Ⅳ 演習	2	2
開発経済学Ⅰ 演習	1	2
開発経済学Ⅱ 演習	1	2
開発経済学Ⅲ 演習	2	2
開発経済学Ⅳ 演習	2	2
国際政治経済学Ⅰ 演習	1	2
国際政治経済学Ⅱ 演習	1	2
国際政治経済学Ⅲ 演習	2	2
国際政治経済学Ⅳ 演習	2	2
社会保障論Ⅰ 演習	1	2
社会保障論Ⅱ 演習	1	2
社会保障論Ⅲ 演習	2	2
社会保障論Ⅳ 演習	2	2
社会思想史Ⅰ 演習	1	2
社会思想史Ⅱ 演習	1	2
社会思想史Ⅲ 演習	2	2
社会思想史Ⅳ 演習	2	2
日本経済史Ⅰ 演習	1	2
日本経済史Ⅱ 演習	1	2
日本経済史Ⅲ 演習	2	2
日本経済史Ⅳ 演習	2	2
西洋経済史Ⅰ 演習	1	2
西洋経済史Ⅱ 演習	1	2
西洋経済史Ⅲ 演習	2	2
西洋経済史Ⅳ 演習	2	2
経済政策Ⅰ 演習	1	2
経済政策Ⅱ 演習	1	2
経済政策Ⅲ 演習	2	2
経済政策Ⅳ 演習	2	2
農業政策Ⅰ 演習	1	2
農業政策Ⅱ 演習	1	2
農業政策Ⅲ 演習	2	2

	農業政策Ⅳ 演習	2	2	
	産業構造論Ⅰ 演習	1	2	
	産業構造論Ⅱ 演習	1	2	
	産業構造論Ⅲ 演習	2	2	
	産業構造論Ⅳ 演習	2	2	
	地域経済論Ⅰ 演習	1	2	
	地域経済論Ⅱ 演習	1	2	
	地域経済論Ⅲ 演習	2	2	
	地域経済論Ⅳ 演習	2	2	
	コーポレート・ガバナンスⅠ 演習	1	2	
	コーポレート・ガバナンスⅡ 演習	1	2	
	コーポレート・ガバナンスⅢ 演習	2	2	
	コーポレート・ガバナンスⅣ 演習	2	2	
	経済地理学Ⅰ 演習	1	2	
	経済地理学Ⅱ 演習	1	2	
	経済地理学Ⅲ 演習	2	2	
	経済地理学Ⅳ 演習	2	2	
博士 後 期 課 程	マクロ経済学 特殊演習	1	12	指導教員の担 当する演習は 必修とする。
	ミクロ経済学 特殊演習	1	12	
	現代資本主義論 特殊演習	1	12	
	経済学史 特殊演習	1	12	
	統計学 特殊演習	1	12	
	経済統計論 特殊演習	1	12	
	計量経済学 特殊演習	1	12	
	財政学 特殊演習	1	12	
	環境経済論 特殊演習	1	12	
	環境思想論 特殊演習	1	12	
	金融システム論 特殊演習	1	12	
	金融論 特殊演習	1	12	
	国際経済論 特殊演習	1	12	
	比較経済システム論 特殊演習	1	12	
	貿易政策 特殊演習	1	12	
	開発経済学 特殊演習	1	12	
	国際政治経済学 特殊演習	1	12	
	社会保障論 特殊演習	1	12	
	社会思想史 特殊演習	1	12	
	日本経済史 特殊演習	1	12	
	西洋経済史 特殊演習	1	12	
	経済政策 特殊演習	1	12	
	農業政策 特殊演習	1	12	
	産業構造論 特殊演習	1	12	
	地域経済論 特殊演習	1	12	
	コーポレート・ガバナンス 特殊演習	1	12	

研究科・専攻・課程の名称		授業科目	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
経営学 研究科 経営学 専攻	修士課程	経営管理論 特講	1		4	指導教員の担当する演習は必修とする。
		経営管理論 演習	1	8		
		経営戦略論 特講	1		4	
		経営戦略論 演習	1	8		
		財務管理論 特講	1		4	
		財務管理論 演習	1	8		
		人的資源管理論 特講	1		4	
		人的資源管理論 演習	1	8		
		経営組織論 特講	1		4	
		経営組織論 演習	1	8		
		ソーシャルビジネス論 特講	1		4	
		ソーシャルビジネス論 演習	1	8		
		マーケティング戦略論 特講	1		2	
		インダストリアル・マーケティング論 特講	1		2	
		流通システム論 特講	1		2	
		流通システム論 演習	1	8		
		ブランドマネジメント論 特講	1		2	
		マーケティング論 特講	1		2	
		マーケティング論 演習	1	8		
		広告論 特講	1		4	
		広告論 演習	1	8		
		消費者行動論 特講	1		4	
		消費者行動論 演習	1	8		
		保険論 特講	1		2	
		保険論 演習	1	8		
		リスクマネジメント論 特講	1		2	
		貿易論 特講	1		4	
		貿易論 演習	1	8		
		情報メディア論 特講	1		2	
		数理解析 特講	1		2	
		数理解析 演習	1	8		
		情報システム論 特講	1		4	
情報システム論 演習	1	8				
情報ネットワーク論 特講	1		2			
情報処理論 特講	1		2			
情報処理論 演習	1	8				
経営データ解析論 特講	1		4			
情報資源管理論 特講	1		4			
情報資源管理論 演習	1	8				

	経営情報論 特講	1		4	
	経営情報論 演習	1	8		
	統計的品質管理論 特講	1		4	
	統計的品質管理論 演習	1	8		
	財務会計論 特講	1		4	
	財務会計論 演習	1	8		
	財務諸表論 特講	1		4	
	財務諸表論 演習	1	8		
	国際会計論 特講	1		4	
	国際会計論 演習	1	8		
	管理会計論 特講	1		4	
	管理会計論 演習	1	8		
	資金会計論 特講	1		4	
	資金会計論 演習	1	8		
	税務会計論 特講	1		4	
	税務会計論 演習	1	8		
	原価計算論 特講	1		4	
	原価計算論 演習	1	8		
	人材育成システム論 特講	1		4	
	人材育成システム論 演習	1	8		
	生涯学習論 特講	1		4	
	生涯学習論 演習	1	8		
	能力開発論 特講	1		4	
	能力開発論 演習	1	8		
	職場の健康管理 特講	1		4	
博士後期課程	経営管理論 特殊演習	1	12		指導教員の担当する演習は必修とする。
	経営戦略論 特殊演習	1	12		
	財務管理論 特殊演習	1	12		
	人的資源管理論 特殊演習	1	12		
	経営組織論 特殊演習	1	12		
	ソーシャルビジネス論 特殊演習	1	12		
	流通システム論 特殊演習	1	12		
	マーケティング論 特殊演習	1	12		
	広告論 特殊演習	1	12		
	消費者行動論 特殊演習	1	12		
	保険論 特殊演習	1	12		
	貿易論 特殊演習	1	12		
	数理解析 特殊演習	1	12		
	情報システム論 特殊演習	1	12		
	情報処理論 特殊演習	1	12		
	情報資源管理論 特殊演習	1	12		
	経営情報論 特殊演習	1	12		
	統計的品質管理論 特殊演習	1	12		

	財務会計論 特殊演習	1	12	
	財務諸表論 特殊演習	1	12	
	国際会計論 特殊演習	1	12	
	管理会計論 特殊演習	1	12	
	資金会計論 特殊演習	1	12	
	税務会計論 特殊演習	1	12	
	原価計算論 特殊演習	1	12	
	人材育成システム論 特殊演習	1	12	
	生涯学習論 特殊演習	1	12	
	能力開発論 特殊演習	1	12	

言語コミュニケーション研究科

研究科・専攻・課程の名称	科目分野	授業科目	配当年次	単位数		備考	
				必修	選択		
言語コミュニケーション研究科 英語コミュニケーション専攻	専門科目	異文化コミュニケーションⅠ 特講	1		2	11科目 22単位以上を修得すること。	
		異文化コミュニケーションⅡ 特講	1		2		
		言語コミュニケーション研究 特別講座	1		2		
		教育系科目群	英語教育学AⅠ 特講	1			2
			英語教育学AⅡ 特講	1			2
			英語教育学BⅠ 特講	1			2
			英語教育学BⅡ 特講	1			2
			英語教育学CⅠ 特講	1			2
			英語教育学CⅡ 特講	1			2
		言語系科目群	英語教育学研究 特別講座	1			2
			言語学Ⅰ 特講	1			2
	言語学Ⅱ 特講		1		2		
	社会言語学Ⅰ 特講		1		2		
	社会言語学Ⅱ 特講		1		2		
	英語学Ⅰ 特講		1		2		
	英語学Ⅱ 特講		1		2		
	音声学Ⅰ 特講		1		2		
	音声学Ⅱ 特講	1		2			
	言語学研究 特別講座	1		2			
	文学系科目群	英米文学Ⅰ 特講	1		2		
		英米文学Ⅱ 特講	1		2		
		米文学Ⅰ 特講	1		2		
米文学Ⅱ 特講		1		2			
英文学Ⅰ 特講		1		2			
英文学Ⅱ 特講		1		2			
英米文学研究 特別講座		1		2			
課題演習Ⅰ		1	2		指導教員の担当する演習は必修とする。		
課題演習Ⅱ		1	2				
課題演習Ⅲ		2	2				
課題演習Ⅳ		2	2				

社会学研究科

研究科・専攻・課程の名称	科目分野	授業科目	配当年次	単位数		備考	
				必修	選択		
社会学研究科 社会学専攻	修士課程	基礎科目	社会学特論Ⅰ	1	2	基礎科目は必修とする。	
		社会学特論Ⅱ	1	2			
	専門科目	理論分野	社会学史 特講	1		4	5科目20単位以上修得すること。
			社会理論 特講	1		4	
			社会思想史 特講	1		4	
		現代社会・メディア・地域・国際・環境分野	比較教育システム論 特講	1		4	
			教育社会学 特講	1		4	
			現代メディア論 特講	1		4	
			地域社会学 特講	1		4	
			国際社会学 特講	1		4	
			環境社会学 特講	1		4	
		福祉・臨床分野	福祉社会学 特講	1		4	
			臨床社会学 特講	1		4	
			家族社会学 特講	1		4	
			高齢者ソーシャルワーク論 特講	1		4	
	社会病理学 特講		1		4		
	コミュニティソーシャルワーク論 特講		1		4		
	社会学研究科特殊講義			1		2	
	課題演習	理論分野	社会学史 課題演習	1	8	指導教員の担当する演習は必修とする。	
			社会理論 課題演習	1	8		
現代社会・メディア・地域・国際・環境分野		比較教育システム論 課題演習	1	8			
		教育社会学 課題演習	1	8			
		現代メディア論 課題演習	1	8			
		地域社会学 課題演習	1	8			
		国際社会学 課題演習	1	8			
		環境社会学 課題演習	1	8			
福祉・臨床分野		福祉社会学 課題演習	1	8			
		臨床社会学 課題演習	1	8			
		家族社会学 課題演習	1	8			
		高齢者ソーシャルワーク論 課題演習	1	8			
		コミュニティソーシャルワーク論 課題演習	1	8			

博士 後期 課程	特殊演習	理論分野	社会学史 特殊演習	1	12	指導教員の担当する演習は必修とする。
			社会理論 特殊演習	1	12	
		現代社会分野	比較教育システム論 特殊演習	1	12	
			教育社会学 特殊演習	1	12	
			地域社会学 特殊演習	1	12	
			国際社会学 特殊演習	1	12	
			環境社会学 特殊演習	1	12	
		福祉・臨床分野	福祉社会学 特殊演習	1	12	
			臨床社会学 特殊演習	1	12	
			家族社会学 特殊演習	1	12	
			高齢者ソーシャルワーク論 特殊演習	1	12	
			コミュニティソーシャルワーク論 特殊演習	1	12	

医療薬学研究科

(一般コース)

研究科・専攻・課程の名称	科目分野	授業科目	配当年次	単位数		備考	
				必修	選択		
医療薬学研究科 医療薬学専攻	基礎科目	科学英語特論ⅠA	1		1	基礎科目より科学英語特論Ⅱを含む2単位修得すること。	
		科学英語特論ⅠB	1		1		
		科学英語特論ⅠC	1		1		
		科学英語特論ⅠD	1		1		
		科学英語特論Ⅱ	1	1			
	専門科目	(A群) 最適治療と実践薬学領域	天然物医薬品評価科学特論	1		2	専門科目A群, B群より各4単位以上(研究指導教員が担当する専門科目を含む)修得すること。
			製剤設計学特論	1		2	
			環境衛生薬学特論	1		2	
			腫瘍学特論	1		2	
			臨床薬理学特論	1		2	
			病院薬剤学特論	1		2	
			医療倫理学特論	1		2	
			医療マネジメント特論	1		2	
		(B群) 疾病と薬の分子基盤領域	感染症薬学特論	1		2	
			分子神経科学特論	1		2	
			薬物作用解析学特論	1		2	
			医薬分子化学特論	1		2	
			医療分析化学特論	1		2	
	分子生命科学特論	1		2			
	特別研究	薬学特別研究	1~4	16		特別研究は必修とする。	

	特別研修	最適治療と実践薬学領域研修	1		3	6単位以上修得 すること。
		疾病と薬の分子基盤領域研修	1		3	
		病院研修 I (一般)	1		3	

(がん専門薬剤師養成コース)

研究科・専攻・課程の名称		科目分野	授業科目	配当年次	単位数		備考	
					必修	選択		
医療薬学 研究科 医療薬学 専攻	博士課程	基礎科目	科学英語特論 I A	1		1	基礎科目より科学英語特論 II を含む2単位修得すること。	
			科学英語特論 I B	1		1		
			科学英語特論 I C	1		1		
			科学英語特論 I D	1		1		
			科学英語特論 II	1	1			
	専門科目	(A群) 最適治療と実践薬学領域	天然物医薬品評価科学特論	1		2	専門科目A群より必修2科目を含む6単位と、B群より2単位以上(研究指導教員が担当する専門科目を含む)修得すること。	
			製剤設計学特論	1		2		
			環境衛生薬学特論	1		2		
			臨床薬理学特論	1		2		
			腫瘍学特論 (がんプロ)	1	2			
			がん医療薬学特論(がんプロ)	1	2			
			病院薬剤学特論	1		2		
			医療倫理学特論	1		2		
			医療マネジメント特論	1		2		
			(B群) 疾病と薬の分子基盤領域	感染症薬学特論	1			2
				分子神経科学特論	1			2
薬物作用解析学特論	1			2				
医薬分子化学特論	1			2				
医療分析化学特論	1			2				
	分子生命科学特論	1		2				
	特別研究	薬学特別研究	1~4	16		特別研究は必修とする。		
	特別研修	最適治療と実践薬学領域研修	1		3	6単位以上修得 すること。		
		疾病と薬の分子基盤領域研修	1		3			
		病院研修 I (がんプロ)	1		3			